

## ■ 宅地建物取引士証の旧姓併記について

令和2年10月1日から、宅地建物取引士証に旧姓を併記することができるようになりました。旧姓が併記された宅地建物取引士証の交付を受けた日以降は、業務において旧姓を使用することができます。

申請は、旧姓併記（「現姓【旧姓】名前」）で申請します。（【】内が旧姓）

		必要書類等
1	宅地建物取引士の登録をする場合	1.登録申請書（様式第五号） 2.誓約書（様式第六号） 3.身分証明書（3か月以内に発行されたもの） 4.登記されていないことの証明書（3か月以内に発行されたもの） 5. <u>旧姓が記載されている</u> 住民票抄本（3か月以内に発行された、 個人番号が記載されていないもの） 6.実務経験証明書または登録実務講習修了証 7.合格証書のコピー 8.登録手数料（群馬県証紙37,000円） 9.従業者証明書のコピー
2	既に宅地建物取引士の登録をしている場合	1.宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書（様式第七号） 2. <u>旧姓が記載されている</u> 住民票抄本（3か月以内に発行された、 個人番号が記載されていないもの） ＊有効な宅建士証の交付を受けている場合（以下が必要） 3.宅地建物取引士証書換え交付申請書（様式第七号の四） 4.宅建士証 5.カラー顔写真2枚(タテ3cm×ヨコ2.4cm)(無帽、無背景、上半身)
提出先：		〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 県庁22階 県土整備部住宅政策課宅建業係 TEL027-226-3525

○上表2の申請を郵送で行う場合

宅建士証の提出が必要な場合（宅建士証の書換え交付申請）は、簡易書留で送付してください。また、書換後の宅建士証の郵送を希望する場合は、460円※（送料110円＋簡易書留料金350円）分の切手を貼った返信用封筒を同封してください。







<宅地建物取引士証(様式第七号の三)>

- 氏名欄は、旧姓併記で記載。
- 印裏面の備考欄に、旧姓使用である旨を明記。

様式第七号の三 (第十四条の十一関係)

表

宅地建物取引士証	
<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 80px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-size: 24px; font-weight: bold;">写真</div> </div>	<p>氏 名 <b>国土〔建設〕 太郎</b> (平成××年××月××日生)</p> <p>住 所 <b>東京都千代田区霞ヶ関2-1-3</b></p> <p>登録番号 <b>(東京) 第××××××号</b></p> <p>登録年月日 <b>令和×年××月××日</b> <b>令和×年××月××日まで有効</b></p> <p style="text-align: right;"><b>東京都</b> 知事 <b>〇〇 〇〇</b> 印</p> <p>交付年月日 <b>令和×年 ×× 月 ×× 日</b></p> <p>発行番号 <b>第××××××××号</b></p>
<p>8.547 cm以上 8.572 cm以下</p>	

5.392cm 以上 5.403cm 以下

裏

<p>備考</p> <p><b>【記載例】</b> <b>氏名欄の括弧内は旧姓</b></p>
<p>注意事項</p> <p>1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。</p>